

国土交通省直轄工事における 社会保険等未加入対策について

国土交通省
大臣官房地方課・技術調査課
土地・建設産業局建設業課
平成26年7月16日

基本問題小委員会における提言(平成26年1月)【社会保険等未加入対策関係】

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

平成29年度を目途に目標を達成するため、これまで以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制の整備
- ②建設業担当部局における建設業許可・更新時等の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報、経営事項審査での減点措置の厳格化
- ③法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(本人負担分・事業主負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現 状

- ①社会保険等への加入状況：企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

中建審提言後の経緯

○平成26年1月30日

第2回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご指示

「国土交通省発注工事の元請・一次下請につきましては、平成26年度中に社会保険加入企業に限らせて頂く方向で、具体的な対策を検討するよう、本日、事務方に指示致しました。」



○平成26年2月27日～3月19日

対策案の概要・スケジュール等に関する建設業界・自治体向けの説明会を開催



○平成26年3月28日

第4回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご発言

「平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、

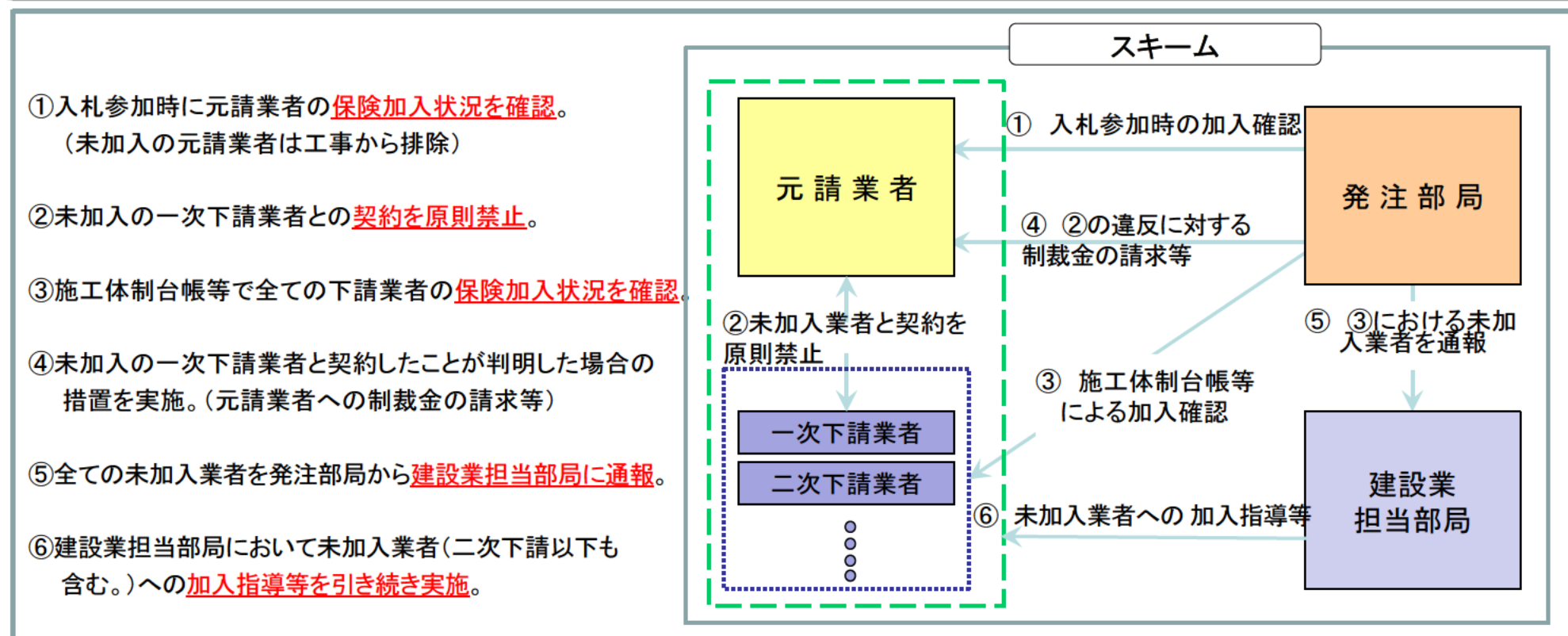
- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
- ・二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合は、建設業担当部局が加入指導等を引き続き実施する。

平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する方向で検討。

地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省の上記スキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。」

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
- (※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

- 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

問1 社会保険等とは何か。

→健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指す。

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内(概ね30日間)に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問2-2 「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合か。

→特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合である。

一方、以下の場合には、「特別の事情」に該当しないと考えられる。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→・制裁金の請求(元請と未加入の一次下請業者との最終契約額の10%)

(例)受発注者間の請負額・・・1億円

受注者と一次下請業者(社会保険等未加入)との請負額・・・4千万円

→4千万円の10%である4百万円が制裁金の額となる。

- ・指名停止(「重大な契約違反」であり、2週間～4ヶ月)
- ・工事成績評点の減点(指名停止に伴うもの)

(※ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内(概ね30日間)に社会保険等に参加しない場合に限る。)

〔自治体向け〕

問4 社会保険等に参加しているか否かは、どのように確認するのか。

→【競争参加資格確認段階】

経営事項審査の総合評定値通知書における「保険加入の有無」欄

【工事施工中】

施工体制台帳・再下請負通知書における「健康保険等の加入状況」欄

問5 問4記載の経営事項審査の総合評定値通知書・施工体制台帳又は再下請負通知書では「未加入」となっていた後に、新たに社会保険等に「加入」した場合は、どのように確認するのか。

→保険料の領収書等を提出していただくことが考えられる。

問6 施工体制台帳の記載内容はどこまで確認するのか。

→施工体制台帳は、建設業法上、一定の建設業者に作成義務が課されているものであり、記載内容は真正なものであると考えられる。なお、疑義がある場合は、必要に応じて建設業担当部局に相談することが考えられる。

問7 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

→今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものである。

なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに十分留意すること。

問4 二次下請以下の未加入業者は、どのように扱われるのか。

- 建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に加入指導が行われることとなる。
なお、発注者の契約の相手方ではないことから、制裁金の請求・指名停止は行われない。

問5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

- 個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから、排除されない(※詳細な要件は年金事務所等にお問い合わせください。)

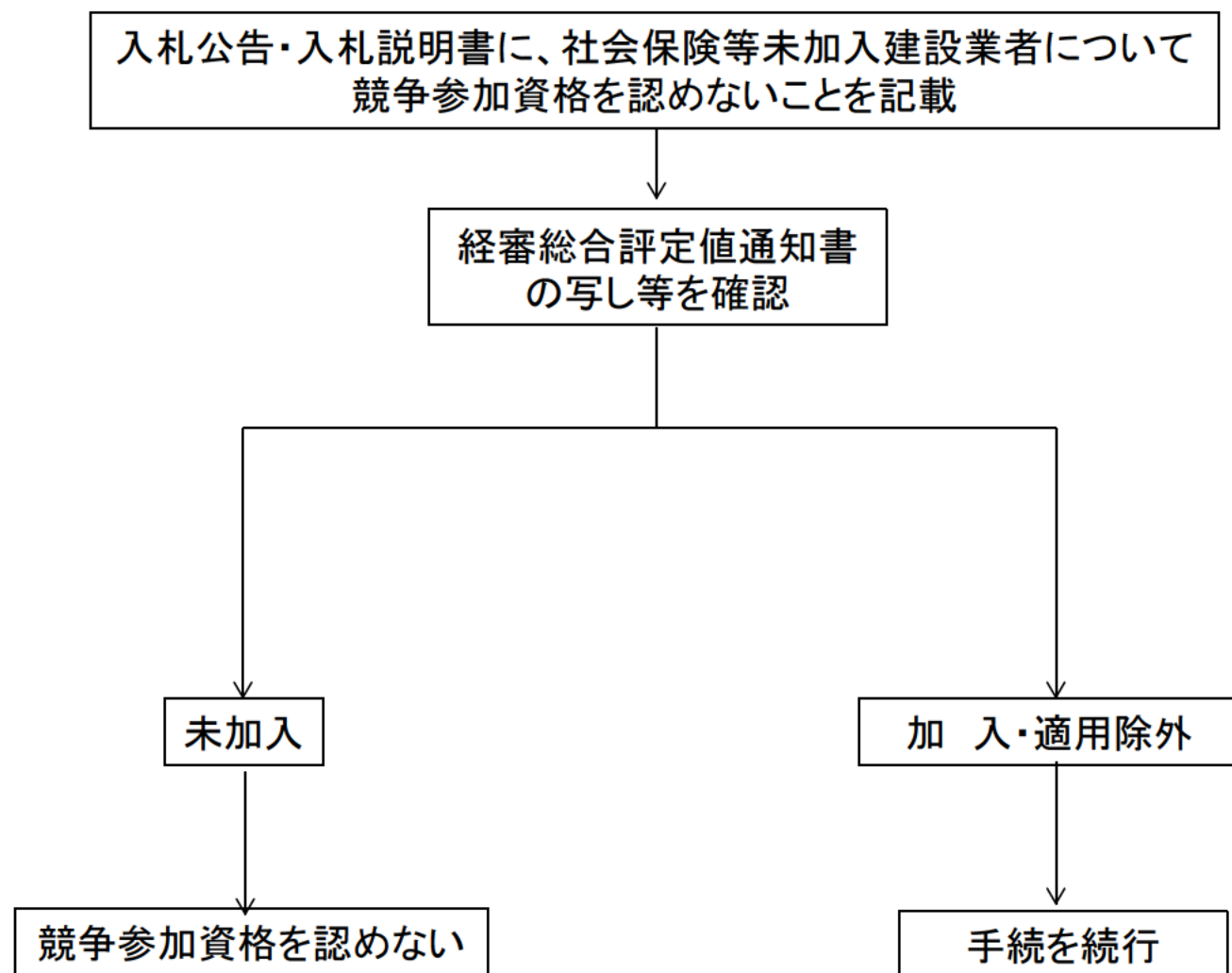
問6 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

- 今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものである。
なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに十分留意すること。

(参考) 手続のフロー図【元請】

【平成26年度に入札公告を行う工事】

※平成27年度以降に契約締結するものを除く。



(参考) 手続のフロー図【元請】

【平成27年度以降に契約締結を行う工事】

平成27・28年度の定期の競争参加資格審査の公示において、
社会保険等未加入建設業者について
申請を受け付けないことを記載

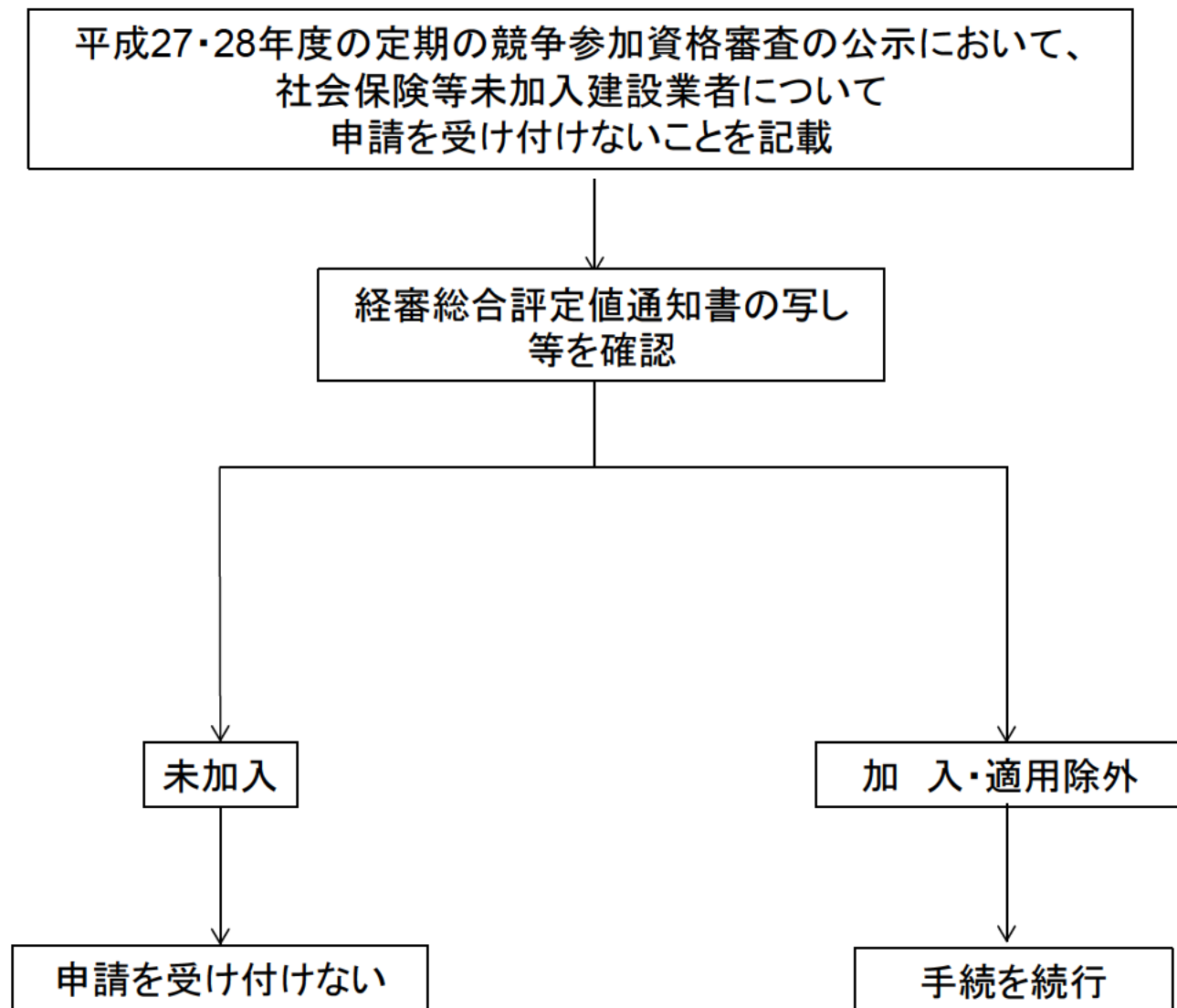
経審総合評価値通知書の写し
等を確認

未加入

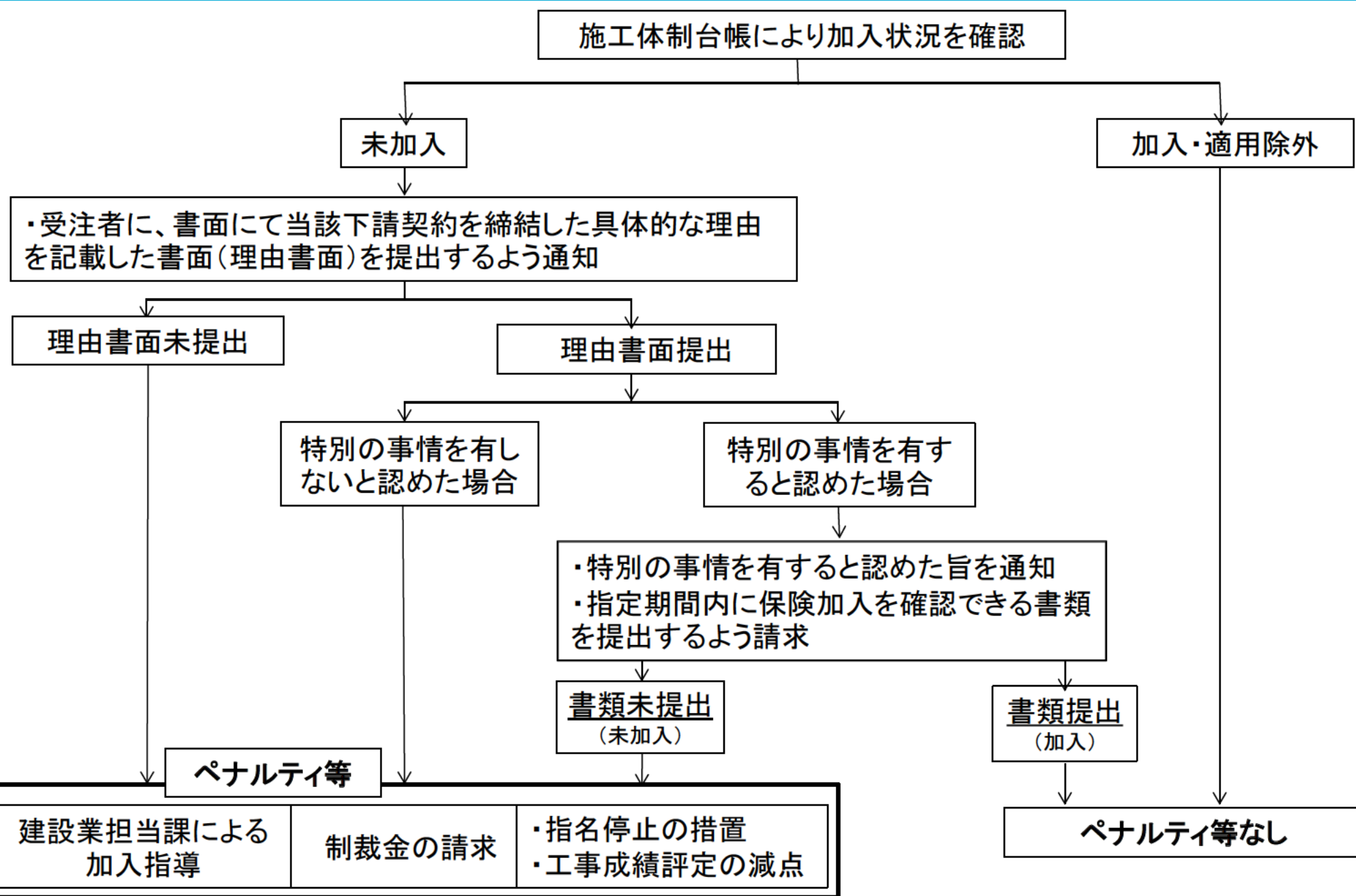
申請を受け付けない

加入・適用除外

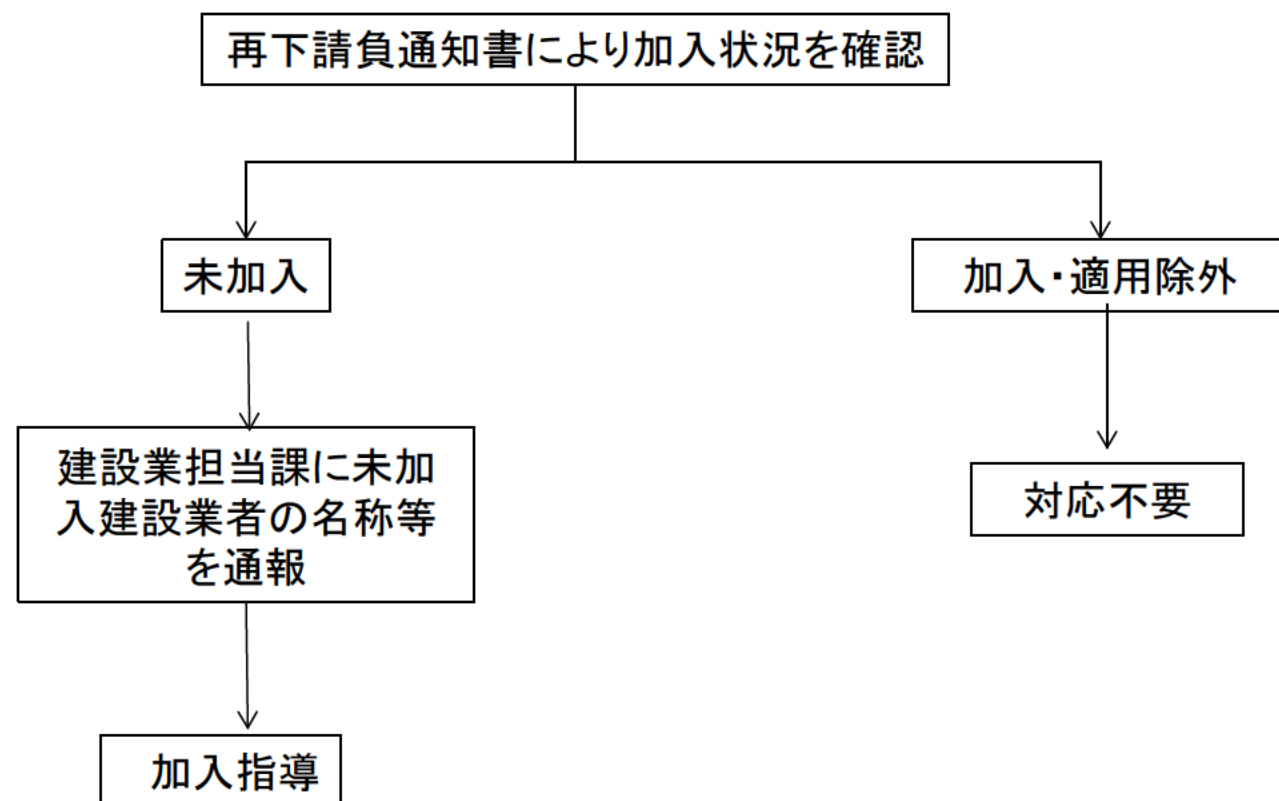
手続を続行



(参考) 手続のフロー図【一次下請】



(参考) 手続のフロー図【二次下請以下】



国土交通省

(用紙A 4)

審査基準日	許可 平成	年	月	号 日
-------	----------	---	---	--------

電 市 資 定 行	区 成 工 政	話 町 本 事	村 高 岸	番 二 金 上 高 入	号 一 額 (%)
-----------------------	------------------	------------------	-------------	----------------------------	--------------------

〔金額單位：千円〕

建設工事の種類		完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点	
総合評点値 (F)		N年平均	評点 (X ₁)	N年平均	一級 (建設士)	技師	監理員	二級	その他	(Z)	
610	土 木 一 式										
011	プレストレストコンクリート										
620	鉄 筋 一 式										
630	大 工 一 式										
640	瓦 工 一 式										
650	とび・土工・コンクリート										
051	鉄 骨 筋 骨 一 式										
660	石 工 一 式										
670	屋 根 工 一 式										
680	電 気 工 一 式										
690	管 工 一 式										
700	タイル・れんが・ブロック										
710	無 機 質 工 一 式										
011	鋼 構 造 上 部 工										
720	鉄 骨 筋 骨 上 部 工										
730	は ね 組 工 一 式										
740	し ゅ ち ゅ う 組 工 一 式										
750	橋 梁 工 一 式										
760	カ ン ナ ン 工 一 式										
770	梁 上 部 工 一 式										
780	防 雨 工 一 式										
790	内 装 工 一 式										
800	機 械 設 備 工 一 式										
210	配 管 工 一 式										
220	配 管 工 一 式										
230	造 作 工 一 式										
240	さ ぐ り 工 一 式										
250	組 立 工 一 式										
260	水 道 工 一 式										
270	消 防 工 一 式										
280	消 防 工 一 式										
290	そ の 他 工 一 式										
合 計											

自己資本額及び利益額	数値	単 位
自己資本額		
可 利 益 額		
評 点	(X ₂)	

経営規模等評価の結果を通知します。

総合評点値

平成 年 月 日

印

その他の審査項目 (社会性等)	数値等	点 数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
労務管理職金非課税加入の有無		
退職一時金制度有無(はるな年金制度導入の有無)		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働組合の有無		
営 業 年 限		年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業の状況		
防災協定の締結の有無		
防災防衛への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
罰金・過料の有無		
税金の滞り等の状況		
公断組合計士等の審		
二級登録建築試験合格者の数		
建設業の経営の状況		
研究開発の実績		
研究開発の実績		
建設標準化の普及及びリソース活用		
建設標準化の普及の有無		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
評 点	(W)	

(参 考)	結 算 状 況	決 算	結 算 状 況	決 算
純支配利益比率			自己資本対固定資産比率	
負債比率			自己資本比率	
純資本売上総利益率			営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率			利 益 額	余 金
			評 点	(Y)

科 目	決 算	科 目	決 算	科 目	決 算	科 目	決 算
固定負債		自己資本		売上総利益		経 営 利 益	
固定負債		経資本(当期)		営業利益配当金		営業利益(当期)	
固定負債		経資本(前期)		支払利息		営業利益(前期)	

- ・雇用保険加入の有無
- ・健康保険加入の有無
- ・厚生年金保険加入の有無

「有」又は「除外」となっているか確認

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名] _____
[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日
		知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日
	工事業	知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容				
発注者名及び住所				
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員		権限及び意見 申出方法	
-----	--	----------------	--

元請については、入札段階でチェックしているため、この箇所は、全て「加入」又は「適用除外」になっている。

担当 工事内容		担当 工事内容	
------------	--	------------	--

＜＜下請負人に関する事項＞＞

会社名		代表者名	
住 所			
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	
建設業の許可	大臣 特定 第 号	知事 一般 第 号	年 月 日

一次下請に関しては、この箇所が「加入」又は「適用除外」になっていることを確認

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、雇用を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ② 元請契約には元請契約に係る営業所について、下請契約には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。

(参考)施工体制台帳の確認【二次下請以下】 国土交通省

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

【報告下請業者名】

直近上位
注文者名 住所

元請名称 会社名
代表者名

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容				
工 期	自 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日
		知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

<<再下請負関係>>

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名	
住 所		
工事名称 及び 工事内容		
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日
建設業の 許 可	工 一般	第 号 年 月 日
	大臣 特定	第 号 年 月 日
	知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	第 号 年 月 日

二次下請以下に関しては、この箇所が「加入」又は「適用除外」になっていることを確認

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ② 営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承諾に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承諾に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。建設事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。